

開発特官等が法定監査と併せて実施

当局、金融機関等に対するCRS報告書検査を強化

国税当局が近年、CRS報告書検査を強化しているもようだ。CRS報告書検査は、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の適正な執行を図るために開発調査担当特官等が金融機関等（銀行、証券会社、保険会社、組合、信託等）に対して実施するもの。当該報告義務がある金融機関等は、特定取引を行った者が報告対象契約を締結している場合、報告対象契約ごとに特定対象者の氏名（名称）、住所（本店所在地等）、特定居住地国及び報告対象契約に係る資産の価額などの報告事項を所轄税務署長に提供しなければならない。なお、令和5事務年度においては、国税庁から外国居住者のCRS情報約51万件（口座残高約5.6兆円）が外国税務当局（80か国・地域）に提供されている（本誌1061号12頁参照）。

本特集では、令和6事務年度におけるCRS報告書検査について、国税庁指示文書等に基づきQ&A形式で紹介する。

Q

CRS報告書検査が導入された経緯は分かりますか？

A

「非居住者の金融口座情報に係る報告書検査」（CRS報告書検査）について、大阪局は、令和3事務年度に報告書検査を実施して以降、報告書検査の件数が年々増加傾向にあることから、令和5事務年度において開発調査部門（開発調査担当特官及び付職員）の事務マニュアルに報告書検査事務の項目を新設したとしています。また、同局は令和6事務年度の開発調査部門の事務運営方針の中で「報告書検査の充実」を明記しています。

名古屋局も、令和5事務年度から開発調査担当特官が実施する事務に「CRS報告書検査」を加えています。

Q

検査対象者の選定はどの部署が担当しますか？

A

令和6事務年度の報告書検査事務に係る国税庁指示文書では、局課税総括課等（各局等の課税総括課（東京局・大阪局は資料総括課）、東京局資料情報担当統括国税実査官）及び開発調査部門が報告書検査の必要性を検討し、検査対象者（租税条約実施特例法施行令6条の7に規定された報告金融機関等）の選定及び実施方針を決定としています。

また、国税庁が検査対象者を指定し、各局に報告書検査の実施を指示するケースもあるようです。

※租税条約実施特例法：租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律